

大分県土木設計等委託業務検査要領

(目的)

第1条 この要領は、農林水産部及び土木建築部が発注する建設工事(森林整備工事を含む)に係る測量、調査、設計等の委託業務(以下「委託業務」という。)の検査について必要な事項を定め適正な検査業務を確保するとともに、委託業務の成果物の品質向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「検査員」とは、工事検査室長又は発注機関の長(以下「工事検査室長等」という。)から検査を命じられた者又は検査を依頼された者をいう。
- (2) 「発注者」とは、支出負担行為担当者又は契約担当者をいう。
- (3) 「受注者」とは、県と委託業務の実施に関し、契約をした者をいう。
- (4) 「調査職員」とは、大分県土木設計業務等委託契約約款(平成29年大分県告示第230号。以下「約款」という。)第9条第1項に規定する者をいう。
- (5) 「管理技術者」とは、約款第10条第1項に規定する者をいう。
- (6) 「照査技術者」とは、約款第11条第1項に規定する者をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、完了検査及び指定部分に係る完了検査とする。

- 2 完了検査は、約款第31条第2項に規定する委託業務の完了を確認するための検査をいう。
- 3 指定部分に係る完了検査は、約款第37条第1項に規定する業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分及び第2項に規定する受注者の承諾を得て引渡しを受ける部分(以下「指定部分」という。)の完了を確認するための検査をいう。

(検査員の任命等)

第4条 検査員の任命又は依頼は、受注者から提出された委託業務完了通知書又は指定部分に係る委託業務完了通知書を受領したときに行うものとする。

- 2 工事検査室長等は、原則として課長補佐級以上又は班総括副主幹の者から検査員を任命するものとする。

但し、最終設計委託業務額500万円未満の委託業務の場合にあっては、副主幹を任命することができる。

3 前項によりがたい場合は、検査を適正に執行できると認められる者を当該業務の検査員に任命することができる。

- 4 2人以上の検査員により検査を行う必要があると認められる場合は、それぞれの検査員の検査の対象を委託業務の種別等により定めるとともに、総括する検査員を定めなければならない。

- 5 当該委託業務の調査職員を検査員に任命することはできない。

(工事検査室の行う検査)

第5条 工事検査室長は、次の委託業務について第3条の検査を行うものとする。

- (1) 一件の最終設計委託業務額が2千万円以上の委託業務
- (2) 前号に掲げるもののほか発注機関の長から検査を依頼された委託業務

(発注機関の行う検査)

第6条 発注機関の長は、一件の最終設計委託業務額が2千万円未満の委託業務について第3条の検査を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、新工法、特殊工法、その他当該発注機関において行うことができないと判断される委託業務の検査は、工事検査室長に依頼することができる。

(検査の立会)

第7条 検査を実施するときは、調査職員及び受注者（法人の場合にあつては、その代表者。以下同じ。）又は管理技術者のほか、照査技術者を選定している場合は原則として照査技術者を、立会わせるものとする。

(検査の方法)

第8条 検査員は、委託業務の成果を対象とし、委託業務の契約書及び設計図書（別冊の図面、仕様書、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に基づき成果物が適正なものとなっているかを、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

(検査結果の処理)

第9条 検査員は、検査の結果、委託業務の成果物が委託業務の契約書及び設計図書に適合すると認める場合は、大分県契約事務規則（平成29年規則第19号以下「規則」という。）に定める検査調書を作成し、契約担当者に交付するものとする。

- 2 検査員は、検査の結果、委託業務の成果物が、委託業務の契約書及び設計図書に適合しないと認める場合は、検査を命じた工事検査室長等にその検査結果を報告し、検査を命じた工事検査室長等は、その報告に基づいて契約担当者に検査結果を通知しなければならない。

- 3 発注者は、前項の通知を受けた場合は、受注者に対して期間を定め、修補その他適当な処理をさせなければならない。

(修補終了の検査)

第10条 修補の終了に係る検査については、第7条から前条までの規定を準用する。

(検査の復命)

第11条 検査員は、第9条第1項の規定により検査調書を交付したとき若しくは同条第2項の規定により検査結果を報告したとき又は前条の規定において準用する第9条第1項の規定により検査調書を交付したとき若しくは同条第2項に規定により検査結果を報告したときは、速やかに検査を命じた工事検査室長等に復命しなければならない。

(部外との協定に基づく検査)

第12条 部外との協定に基づく検査については、この要領に準じて検査を行うものとする。

(帳簿の保管)

第13条 工事検査室長等は、次の各号に掲げる帳簿を備え常時記録を明らかにし、保管するものとする。

- (1) 委託業務検査台帳
- (2) その他必要な書類

附 則

この要領は、平成21年4月1日以降検査する土木設計等委託業務について適用する。
(平成21年3月31日 工検第699号)

附 則

この要領は、平成25年4月1日以降検査する土木設計等委託業務について適用する。
(平成25年3月19日 工検第988号)

附 則

この要領は、平成31年4月1日以降検査する土木設計等委託業務について適用する。
(平成31年3月22日 工検第887号)

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降検査する土木設計等委託業務について適用する。
(令和3年3月24日 工検第773号)